

新野地区センター体育館冷暖房設備の使用について

「地区センター体育施設設置及び管理条例」の一部改正により、新野地区センター体育館における冷暖房設備について、令和7年4月1日から一般利用団体への貸し出しを開始することになりました。これに伴い、冷暖房設備使用料等の減免の取扱いについて、以下のとおりお知らせします。

なお、冷暖房設備使用料については、1時間あたり2,300円となります。

【地区センター、登録団体】

No.	利 用 団 体 の 区 分	取扱い	
		体育施設	冷暖房
1	地区センター	免除	
2	町内会	免除	
3	クラブ、サークルの登録団体	通常	

【公共的団体等】

No.	利 用 団 体 の 区 分	取扱い	
		体育施設	冷暖房
1	市	免除	
2	国、県	免除	通常
3	市内の小学校、中学校、高校、幼稚園、保育園、認定子ども園（校長、園長の申請による場合のみ対象）	免除	通常
4	社会福祉協議会	通常	

【教育委員会が認定した社会教育団体】

No.	利 用 団 体 の 区 分	取扱い	
		体育施設	冷暖房
1	市内スポーツ少年団	減額	通常
2	その他（スポーツ協会・文化協会加盟団体・社会教育学級・家庭教育学級・教育委員会の関連団体）	通常	

【消防団】

利 用 団 体 の 区 分	取扱い	
	体育施設	冷暖房
市内消防団	減額	通常

※体育施設使用料については、地区センター体育館共通の取扱いとなります。また、これまでの取扱いから変更はありません。

※冷暖房設備使用料については、新野地区センター体育館のみの取扱いとなります。